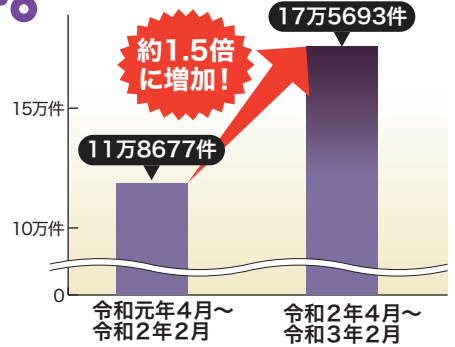




ドメスティック・バイオレンス(DV)について知ってください。

閩人権施策室 ☎724・6943 FAX725・8360

■全国のDV相談件数
※内閣府男女共同参画局調べ。



ドメスティック・バイオレンス(DV)とは、「配偶者や恋人など、親密な関係にある、またはあった相手から振るわれる暴力」のことです。

コロナ禍によって家で過ごす時間が多くなったことなどを受けて、DVの相談件数は全国的に増加しています。令和2年4月～令和3年2月の11カ月間で見ると、全国の相談件数は17万5693件にのぼり、前年同期の約1.5倍になっています。

DVに当たる暴力とは、殴る蹴るといった直接的なものだけではなく、この機会に、DVについて考えてみてください。

1 DVとは、単なる「夫婦げんか」ではありません

少し前までは、DVに当たる事案でも「家庭のこと」「夫婦げんか」などと捉えられ、他人が立ち入るべきではないとして放置されることが多くありました。平成13年に「DV防止法」*が施行され、DV防止や被害者保護などに関する取り組みが進められるようになりましたが、現在でもそのように考えるかたが多くいます。「けんか」とは対等な関係で行われるもので、上下の力関係で一方的に行われる場合は「DV」に当たります。

※DV防止法の正式名称は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」です。



2 DVとは、相手を支配しコントロールしようとするものです

DVの被害者の多くは女性で、その背景には「女性は男性を立て、男性の言うことを聞くもの」といった古くからの固定観念があります。また、経済的格差(妻に収入がないなど)や身体的格差など、男性が優位な立場にあることが多いのも大きく関係しています。どんな理由があっても、一方的に相手を支配しコントロールすることは「DV」に当たります。

DVについて、知ってほしい4つのこと

3 DVの加害者には、行動のサイクルがあります

DVの加害者の多くは、常に暴力的で威圧的な態度をとっているわけではありません。暴力を振った後、別人のように優しくなって謝る、そうかと思うとイライラして機嫌が悪くなり、また暴力を振る。そのサイクルを繰り返しながら、次第に暴力がエスカレートしていくのがDVの特徴です。



4 DVに当たる暴力には、さまざまな形態があります

殴る蹴るといった身体的暴力だけでなく、**暴言を吐くなどの精神的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、行動を制限するなどの社会的暴力(隔離)など**、DVに当たる暴力にはさまざまな形態があります。DVの加害者や被害者の中には、その行為が暴力に当たることに気付いていない場合があります。

これらは全て「暴力」です

- 殴る、蹴る、首を絞める、物を投げる、刃物を突き付ける、殴るふりをする
- 大声で怒鳴り、「誰のお陰で生活できてるんだ」「バカ」などの暴言を吐く
- 何を言っても無視し、長時間口をきかない
- いつもギリギリの生活費しか渡さず、お金の使い方も細かくチェックする
- 友人や身内との付き合いなど、交友関係を制限する
- 望まない性行為を強要する、避妊に協力しない
- 子どもの前で非難する、子どもに危害を加えるなどと言って脅す など

DVをなくすために...

どんな理由があっても、許される暴力は絶対にありません。まずはDVについて知り、暴力のない社会が当たり前だと認識することが大切です。また、DVの被害者にとって、誰かに相談するのはとても勇気がいることです。もし、身近な人から被害の相談を受けたときは、「暴力を受けていい人なんていない」「あなたは悪くない」というメッセージを伝え、決して一人で解決しないよう、右記の相談機関を紹介してあげてください。

実際に「つらい」「こわい」と思ったら、迷わずお電話ください!

相談は無料です。秘密は厳守します。

■女性のための相談 人権施策室(女性相談員が対応)

- 面接相談(要予約)・・・☎724・6943(火・金曜日 午後1時～4時)
- 電話相談・・・☎723・3654(月・水曜日 午後1時～4時)

■DV相談+

- 電話相談・・・☎0120・279・889(24時間受付)
- メール相談(24時間受付)、チャット相談(正午～午後10時)は、QRコードからアクセスしてください。



11月12日(金)～25日(木)は、「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。期間中、市内各公共施設でパネル展示を行うほか、全図書館に関連図書のコナーを設置します。詳しくは、人権施策室(☎724・6943)へお電話ください。



パープルリボンは、女性に対する暴力根絶のシンボルです